

平成24年3月23日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市環境審議会
会長 立本 英機

千葉市地球温暖化対策実行計画について（答申）

平成22年9月24日千環環第997号をもって諮問のあった標記の計画（原案）について、当審議会環境総合施策部会において、慎重に審議を行った結果、別添「千葉市地球温暖化対策実行計画（案）」のとおり、結論を得たので答申します。

記

1 計画案検討の背景

地球温暖化対策の根幹となる「地球温暖化対策基本法」の制定がずれ込む中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電に代わる安全で環境に優しい再生可能エネルギーの普及促進が強く求められ、国のエネルギー政策の見直しが行われるなど、我が国の温暖化対策の道筋が極めて不透明な中での計画案の検討となった。

2 計画案策定の基本的考え方

本計画案の審議においては、温暖化対策は喫緊の課題であることから、地球温暖化対策基本法案に盛り込まれた国の削減目標や広域的対応策が定まらない中であるが、現在、市として実現可能な内容を盛り込んだところである。

そのため、計画期間を今後の国の動向が見込めるまでの3年間とし、計画の削減目標については、温室効果ガス排出量取引制度などの影響を受けない民生部門を中心に市民・事業者の節電行動の実績を踏まえた削減目標を設定したところである。

また、原子力発電所の事故を受けて、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー及び低炭素型燃料等の一層の普及拡大や計画の着実な推進を図るため、市民・事業者と行政との連携の必要性などについても盛り込んだところである。

3 計画の概要

(1) 計画の構成

市が行う全ての事務事業を対象とする事務事業編と市民生活及び市域内全ての事業活動を対象とする区域施策編（産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門など）に区分し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。

(2) 計画期間

平成24年度から平成26年度の3年間

(3) 削減目標

ア 事務事業編

平成 26 年度の温室効果ガス排出量を平成 21 年度より約 12% (26, 639 トン CO₂) 削減することを目指す。

イ 区域施策編

平成 26 年度の家庭部門、業務部門、運輸部門の温室効果ガス排出量を平成 19 年度より約 10% (491,000 トン CO₂) 削減することを目指す。

(4) 目標達成に向けた主な取組み

ア 事務事業編

対象を事務系施設、事業系施設 3 区分 (廃棄物処理施設、下水道施設、病院等)、公用車の 5 区分として、各施設等の特性に応じた地球温暖化対策を推進する。

イ 区域施策編

市民・事業者の取組みを促進させるための施策や再生可能エネルギーを促進させるため施策など、8 つの基本施策に基づく市の個別施策を市民・事業者と行政が連携して推進する。

(5) 計画の推進体制

地球温暖化対策推進会議を設置し、全庁的な連携を図るとともに、環境審議会や地球温暖化対策地域協議会などと連携し、計画を着実に推進する。

4 市民意見・提案の計画案への反映について

平成 23 年 12 月 15 日から平成 24 年 1 月 16 日にかけて、パブリックコメントを実施した。提出された市民意見に対して別添「千葉市地球温暖化対策実行計画 (案) に対する主な意見の概要とその対応 (案)」を取りまとめ、本計画案に盛り込んだ。

5 千葉市地球温暖化対策実行計画 (案) について

当審議会がとりまとめた「千葉市地球温暖化対策実行計画 (案)」は、別添のとおり。